

「契約約款」の変更

契約約款は、「契約申込書」及び「加入者必携」の中に掲載しています。

主な条文変更（抜粋）変更点は下線部分

（業務の取扱）

第2条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」といいます。）の業務のうち、次の各号に掲げるものについては、法第17条第1項の規定に基づき、機構がその業務の一部を委託した金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合及び株式会社商工組合中央金庫をいいます。以下同じ。）で取り扱います。

- (1) 共済契約申込書及び掛金月額変更申込書の受理
 - (2) 掛金及び後納割増金の収納
 - (3) 共済金貸付請求書及び解約手当金請求書の受理
 - (4) 共済事由の発生等に関する調査及び共済金の交付
 - (5) 償還金及び違約金の収納
 - (6) 解約手当金、返還金及び前納減額金の支払
 - (7) 前各号の業務に附帯する業務
- 2 機構の業務のうち、次の各号に掲げるものについては、法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、機構がその業務の一部を委託した事業協同組合その他の事業者の団体等（以下「業務委託団体」といいます。）で取り扱います。
- (1) 共済契約申込書及び掛金月額変更申込書の受理
 - (2) 掛金の収納及び金融機関への取次ぎ
 - (3) 共済金貸付請求書及び解約手当金請求書の受理
 - (4) 共済事由の発生等に関する調査
 - (5) 前各号の業務に附帯する業務
- 3 機構の業務のうち、次の各号に掲げるものについては、機構が直接取り扱います。
- (1) 一時貸付金貸付請求書の受理
 - (2) 一時貸付金の交付
 - (3) 一時貸付金の償還金、違約金及び利子の収納
 - (4) 早期償還申込書の受理
 - (5) 早期償還手当金の支払
 - (6) 前各号の業務に附帯する業務

（納付方法）

第3条 掛金は、金融機関において預金口座振替による方法により納付するものとします。ただし、この約款の適用前に業務委託団体に納付する方法により行っている共済契約者は、この限りではありません。

（共済金の貸付け）

第7条 共済金の貸付けは、機構が別に定める中小企業倒産防止共済制度共済金貸付規程、独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（以下「反社会的勢力対応規程」といいます。）及び中小企業倒産防止共済契約反社会的勢力対応要領（以下、「反社会的勢力対応要領」といいます。）に定めるところにより行うものとします。

（一時貸付金の貸付け）

第8条 一時貸付金の貸付けは、機構が別に定める中小企業倒産防止共済制度一時貸付金貸付規程及び反社会的勢力対応要領に定めるところにより行うものとします。

（住所、氏名等の変更届出）

第10条 共済契約者は、その住所又は所在地及び氏名又は名称等に変更があったときは、すみやかに機構に届け出るものとします。

2 前項の届出がなかった場合は、機構が知った最終の住所等の通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、共済契約者に到達したものとみなします。

（反社会的勢力の排除）

第11条 機構は、機構が別に定める反社会的勢力対応要領に定めるところにより、共済契約者若しくは共済契約申込者が反社会的勢力であることが判明した場合又は暴力的な要求行為等をした場合（第三者を利用している場合を含みます。）は、その共済契約を解除し、又はその共済契約の締結を拒むことができるものとします。

（報告書）

第12条 機構は、共済契約者に対し、その共済契約に関する必要な事項の報告又は文書の提出を求められることができるものとします。

（約款の変更）

第13条 この約款は、法令の改正等により変更することがあります。

※共済契約約款の第10条を改定し、「みなし到達規定」を新たに追加しました。

みなし到達規定とは、住所変更等の届出がなかった場合は、機構が知った最終の住所等の通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、共済契約者に到達したものとみなすものです。委託機関におかれましては「登録取扱機関」として共済契約者の管理をお願いしていますので、住所変更等が生じた共済契約者には、すみやかに届出をするようご案内ください。

※共済契約約款の第11条を追加しました。（概要はホームページの「中小機構の反社会的勢力の排除」をご参照ください。）